

8 認可外保育施設等

認可外保育施設等とは、認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを指します。企業主導型保育事業の無償化については、お通りの施設にお問い合わせください。なお、無償化の対象施設（事業）となるためには一定の要件があり、宇治市の認可外保育施設等がその要件を満たしているかどうかについては宇治市が確認し、令和元年9月30日から順次公示しています。（公示されていない施設（事業）については無償化の対象外です。）

	3～5歳児	0～2歳児
要件	保育が必要な事由に該当	<u>市民税非課税世帯</u> かつ <u>保育が必要な事由に該当</u>
必要な認定	施設等利用給付認定(2号)	施設等利用給付認定(3号)
保育料 利用料	月額 40,300 円を上限として無償化	<u>市民税非課税世帯のみ</u> 月額 45,700 円を上限として無償化
無償化のための手続き	<u>居住市町村への施設等利用給付認定の申請が必要</u>	

※実費として徴収されている費用(個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、施設が主催する行事の参加費、給食費など)については無償化の対象外です。

1 保育料について

(1) 無償化の対象者(※)

3～5歳児 保育が必要な事由に該当する方

満3歳児 市民税非課税世帯かつ保育が必要な事由に該当する方

※保育所(園)、認定こども園(2号・3号認定児)、地域型保育事業、企業主導型保育事業をご利用の場合は、認可外保育施設等の保育料(利用料)は無償化の対象外です。

(2) 対象経費

保育料・利用料(※)

※保育料や利用料に以下の実費徴収費用が含まれている場合、その費用部分は無償化の対象外です。

①日用品・制服代 ②行事費 ③給食費 ④通園送迎費 ⑤保護者会・PTA会費

※ファミリー・サポート・センターの送迎のみの利用の場合は無償化の対象外です。

(3) 支給上限額

3～5歳児 月額40,300円・・・①

0～2歳児 月額45,700円・・・①'

支給上限額①(①')と月の保育料(利用料)を比較して、低い方の金額を支給

(4) 支給方法

保護者の申請に基づく償還払いにより支給します。

なお、支給申請については利用された施設・事業者が発行する領収書が必要となります。

2 無償化のための手続きについて

保育料（利用料）の無償化を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますので、宇治市のＨＰから認定申請書を印刷して申請手続きを行ってください。宇治市内の認可外保育施設と一時預かり事業実施施設にも認定申請書を配布しますので、そちらで認定申請書を受け取っていただくことも可能です。

【申請方法】

宇治市にお住まいの方で認可外保育施設をご利用の場合は各施設を通じて必要書類を宇治市に提出してください。また、宇治市にお住まいの方で一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターをご利用の場合は、必要書類を市の窓口（市役所２階の保育支援課）に直接提出するか郵送にて提出してください。（宇治市外にお住まいの方は、居住市町村に手続きの確認をお願いします。）

【郵送先】

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所保育支援課

【子育てのための施設等利用給付申請に関する必要書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（２号・３号）
- ② 保育が必要な事由を証明する以下の添付書類

保育を必要とする事由		添付書類
就労	被雇用者の場合	就労証明書・内職証明書・耕作証明書 など
	自営業の場合	就労証明書及び事業を証明する書類（確定申告書（第一表及び第二表）の写し など）
妊娠・出産		親子（母子）健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日記載のページ）
疾病・障害		障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し、診断書 など
災害・復旧		罹災証明書
介護・看護		介護・看護の内容を記載した申立書及び障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し、診断書 など
求職活動		就労誓約書（及び雇用保険受給資格者証の写し）
就学		在学証明書及び時間割表